

第16回新潟市大規模小売店舗立地審議会 議事録

開催日時：平成22年1月13日（水） 午前10時から

開催場所：市役所第一分館6階 1-601会議室

出席者：相澤委員、五十嵐委員、及川委員、清水委員、白井委員、田中委員、
松本委員、安田委員（以上8名 出席）

審議議題：葛塚ショッピングセンター 新設届出について【2回目】

審議内容：

（事務局から、当案件に対する第1回目の審議（H21.11.30）で出された意見、及びそれを踏まえて実施した現地調査（H21.12.15）の概要を報告し、その後審議を行った。）

会長	先回の審議会では騒音対策や周辺の交通状況などについて意見が出された。これを踏まえて現地調査が実施されたので、事務局からその内容について説明願う。
事務局	まず現地の状況だが、店舗建物は現在建築中、非物販の2棟は基盤整備中である。テナントは、物販の1店舗が未定だが、非物販については当初計画どおりクリーニング店と理容・美容店である。 南側道路には店舗敷地沿いに歩道があるが、東西の市道には歩道がない。関係部に確認したところ、現在通学路に指定されていないため歩道が整備されていないとのことであるが、事故等が無いよう、設置者から学校へ店舗開店とともに交通量が増える見込みであることを周知してもらい、安全対策を図るよう指導している。 先回の審議会でも意見のあった住宅街に近接する東側出入口での来退店経路については、各出入口に誘導看板を設置する中で、特にこの出入口については出場後の右折側に一方通行規制があることも考慮し、「右折禁止」として誘導する対策を取る。 南側の出入口において右左折の双方向での入出場による交通渋滞が懸念されていたが、今回現地で周辺の交通状況を確認し、また、所轄警察署との協議経過について設置者に確認した。 騒音対策として示されていた「遮音板」については、設置者から製品のカタログの写しが提出されたので今回配布した資料で確認されたい。これの騒音抑止効果については委員からも意見が出ていたところであり、別途説明する。 空調室外機からの騒音について、一部の機器からの騒音が夜間基準値を超過していたが、これらは店舗屋上に移動され、騒音源が予測地点から遠ざかったことで基準値を満たしている。機器の移動後の予測結果を今回の追加資料に示す。 自動車走行騒音の予測値が夜間の規制基準値を超えることについて、店舗閉店後の出入口封鎖、あるいは住居近くの出入口の使用制限等の対策が設置者から示された。

会長
委員

委員

委員
会長

事務局

会長

排水処理について、雨水は前面駐車場の側溝を伝い、排水枡に集められる。汚水については、出店地が公共下水の処理区域であるため、下水枡に接続し、処理する。

店舗から発生する調理排煙や臭気対策について、これらは換気ダクトを通じ屋上へ上げられ、店舗中心部に向け排出されるようになっており、住宅側へ流れないよう配慮が見られる。

夜間規制基準値を超過していた空調室外機4点について、設置者からは当初、防音フード（前述の「遮音板」）を設置することで基準値が満たされるとの予測計算が示されていたが、前回審議会において、委員から「防音フードの効果が過大である」との意見が出されていた。今回、その防音フードの性能を示すカタログの写しが提出されたので資料として添付する。

騒音予測においてはカタログ数値に基づき計算することが運用上認められているが、騒音を専門とする岩瀬委員（本日欠席）に確認をお願いしたところ、カタログ数値の算出自体に疑義があるとの指摘があった。メーカーにも確認したところ、「設置状況によってはカタログ数値同様の効果が得られないこともある」との回答があった。設置者は、これを受け、先述の当該機器の屋上への移動に加え、夜間の稼働を停止する対策をとることとした。

なお、防音フードについては、カタログほどの減音効果はないとしても一定の効果は得られるものと考えられ、当該機器への設置は計画通り行うとのこと。

岩瀬委員に上記の設置者の対応を伝え、夜間に稼働停止するのであればあれば問題はないとの回答を得ている。

今回の現地調査に同行した委員からの補足を願います。

店舗北側の住宅地とかなり近接している。また西寄りの変電所側については特に荷さばき施設とも近いが、敷地境界にネットフェンスが敷設されており、通り抜けは出来ない状況である。荷さばき施設の裏側についても、既にアルミ製の目隠しフェンスが設置されているため、このあたりの問題は解決している。また、出た先に一方通行の規制がある出入口 についても、ここを通行する車両が多いと近隣から苦情が出ることが想定されるが、近隣住民専用、あるいは右折禁止という誘導看板が設置されるということなので、問題はない。

現地調査の時間帯もあると思うが、下校途中の子どもが多くいて、敷地東側の道路を歩いていた。通学路に指定していないということだが、実際はここを頻繁に通っているのではないか。

住宅街に近いこともあり、確かに不安はある。

大店立地審議会としてどこまで言えるのかということはあるが、設置者には、こういった指摘があったことを受け止め、事故がないよう配慮していただきたい。設置者からはどのような対応を取ると話があったのか、再度事務局から説明願う。

設置者からは、場内での案内看板の設置等対策が示されたが、さらに、学校へも連絡を取り、店舗出店に伴い交通量が増加することを周知するよう指導した。

市からは引き続き、機会を捉えて、安全対策を徹底するよう指導していただきたい

- 会長 前回の審議会で各委員からも意見があったとおり、設置者から示された対応に曖昧な点が多かった。例えば騒音対策でも、基準値を超えている場合でも(近隣から)苦情があったら対応しますというような言い方が多かった、今回、自分も現地調査に参加し、そのあたりのはっきりした対応を示すこと、基準値がある場合には、その値を守るようお願いした。
- 会長 今回の審議案件と少し離れるが、審議の進め方について何か意見はないか。
- 委員 函面を見て話し合いをするよりも、現地に行って初めて気づく点が多い。建物がある程度立ってから審議に入る方がよい。
- 委員 前回欠席しているが、資料や議事録をみて感じることは、設置者から出された計画から想定される意見・質問が多いと思われる。審議会にかける前に、事務局が設置者ともっと詰めておき、審議会の場であまり課題が出ないようにすべきである。
- 委員 クリーニング店は窓口のみで、廃液が出ないとの説明だが、隣の理容・美容店はどうか。
- 委員 クリーニング店にはコインランドリーが入るのではないか。そうであれば廃液が出ると考えられる。
- 事務局 図面上、「コインランドリー」の記載が残っていたが、窓口のみとなると聞いている。美容店についても、生活排水とは異なるパーマ液等が排出されることはあると思われるが、当然、関係法令での基準を満たしているものと考えている。委員指摘のとおり、ただ流していいというものではないので、設置者に所定の手続きを取っていることを確認する。
- 委員 店舗北側に設置される「アルミ製の目隠し」とはどういうものか。この北側には何があるか。
- 事務局 この箇所の北側には住宅が立地している。「目隠し」の効果としては騒音抑制よりも、すぐ裏の荷さばき施設があるためプライバシー保護という意味合いが強い。
- 委員 資料について説明願う。交通量を示したものがあがるが、どの時点でどのように計測したのか。
- 事務局 昨年3月に、平日と休日の各1日を取り調査を実施している。資料は所轄警察署と協議した調査地点を示している。
- 委員 前回の審議会で、この南側の出入口から右左折双方向の入出場を認めることで周辺の道路に渋滞を引き起こす可能性があることが指摘された。これに対する、例えば右折での入場待ち車両の滞留時間を示した資料が必要。
- 事務局 (届出書に添付されていた、交通量調査結果を追加資料として配布)
- 委員 交通量については、所轄警察署との協議のうえで渋滞発生等の恐れはないとされているとのことであり、調査資料が確認できたので問題ない。

(最後に事務局から当案件に対する市の意見について、「意見なし」とすることを諮問したところ、全委員異議がなかったため、市の諮問を妥当する旨答申することとし、会議を終了した。)